



あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど  
**A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度**

(※2012.7.9 からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど  
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

ざいりゅうへんのう  
**5-4 在留カードの返納**

ざいりゅうしつこうほうむだいじんへんのう  
在留カードが失効したときは、すみやかに法務大臣に返納しなければなりません。

ざいりゅうがいこくじんとろくしょうめいしょどうよう  
在留カードとみなされている外国人登録証明書も同様です。

しつこうばあいきげんつききげんないへんのうばつきんしよ  
失効する場合や期限は、次のとおりです。期限内に返納しないと罰金に処せられることがあります。

ちゅうちょうきたいざいしやにちいないほうむだいじん  
・中長期滞在者でなくなったとき…14日以内に法務大臣に

ゆうこうきかんまんりょうにちいないほうむだいじん  
・有効期間が満了したとき…14日以内に法務大臣に

あたらしうとただほうむだいじん  
・新しいカードを受け取ったとき…直ちに法務大臣に

さいにゅうこくきよかさいにゅうこくきよかふくうしゅつこくただほうむだいじん  
・再入国許可(みなし再入国許可を含む)を受けずに出国したとき…直ちに法務大臣に

さいにゅうこくきよかきげんさいにゅうこくにちいないほうむだいじん  
・再入国許可期限までに再入国しなかったとき…14日以内に法務大臣に

さいこうふしんせいあたらしじりょうごしつこうきゅうはっけん  
・再交付申請して新しいカードを受領後、失効した旧カードを発見したとき…  
はっけんひにちいないほうむだいじん  
発見した日から14日以内に法務大臣に

しぼう  
・死亡したとき…

どうきよしんぞくどうきよしやしぼうひしぼうごはっけんひにちいないほうむだいじん  
同居の親族・同居者が死亡の日(または死亡後カードを発見した日)から14日以内に法務大臣に

ほうむだいじんへんのうちほうにゅうこくかんりかんしよちよくせつじさんかきゆうそう  
法務大臣への返納は、地方入国管理官署に直接持参するか、下記に郵送してください。

ゆうそうさきふうとうおもてめんざいりゅうへんのうきさい  
(郵送先) ※封筒の表面に「在留カード返納」と記載してください。

とうきょうとうこうとうくあおみとうきょうこうわんごうどうちようしやかい  
〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

とうきょうにゅうこくかんりきよくふんしつ  
東京入国管理局おだいば分室

でんわ  
電話03-3599-1068

